

## クリーニング・オフの方法

期間内に必ず書面(ハガキで可)で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。発信したことが証明できるように、「簡易書留」(内容証明郵便でも可)や「特定記録郵便」で送ります。

証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「簡易書留」などの受領証や契約書と一緒に大切に保管しましょう。

契約解除通知書		郵便はがき
契約年月日	平成○○年○月○日	<input type="text"/>
書面受領日	平成○○年○月○日	<input type="text"/>
商品名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
契約金額	<input type="text"/> 円	<input type="text"/>
販売会社名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
担当者	<input type="text"/> 氏	<input type="text"/>
右記の日付の契約は解除します。		<input type="text"/>
なお、すみやかに支払済の○○円を返金し、		<input type="text"/>
商品を引き取ってください。		<input type="text"/>
平成○○年○月○日		<input type="text"/>
住所		
氏名		

○○市○○町○番地  
○○株式会社  
代表者様

クレジット契約をしている場合には、必ずクレジット会社へも書面を送りましょう。

クリーリング・オフを過ぎても、次のような場合は契約を取り消すことができます。

# 消費者契約法

- 不実告知:重要な項目について「事実と違うこと」を言った場合
  - 断定的判断:将来について不確実なことを断定的に言った場合
  - 不利益事実の不告知:重要な項目について、利益になることを言って不利益になることを「故意に言わなかった」場合
  - 不退去:帰ってほしいと言ったのに、帰らなかった場合
  - 監禁:帰りたいと言ったのに、帰らせてくれなかった場合



## 未成年者の契約取り消し

未成年者(既婚者を除く)が親の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は、取り消すことが出来ません。

- あらかじめお小遣いとして渡された範囲内の契約
  - 親から任せられている営業取引に関する契約
  - 20歳以上と自ら偽って契約した場合。(事業者から指示された場合は取り消せます。)

クーリング・オフ期間が過ぎても、「おかしい、納得できない」と思ったら  
早めに消費生活相談窓口に相談しよう。(P8を参照)